

内部通報制度に関するプライバシーステートメント（個人情報保護方針）

この個人情報保護方針は、ENEOS Materials Synthetic Rubber Hungary Ltd.（以下「EMSR」または「管理者」と称します）が、2016年4月27日に欧州議会及び理事会によって制定された自然人の個人データの処理およびその自由な移動に関する保護についての規則（EU）2016/679（一般データ保護規則「GDPR」）および2011年情報自己決定権および情報自由に関する法律 CXII（「Info tv.」）に基づき、内部通報制度（Speak Up!）における個人データの管理・取り扱い方法について概要を提供することを目的としている。

データ管理者

管理者は ENEOS Materials Synthetic Rubber Hungary Ltd.である。（本店所在地：1117 Budapest, Dombóvári út 26.、ホームページ：www.emsr.hu、電子メールアドレス：contact@emsr.hu。）

データ保護オフィサー

個人データの取り扱いに関して不明点・質問がある場合、または権利を行使したい場合は、データ保護責任者(Dr. Szűcs Róbert)まで電子メールにてお問い合わせください。dpo_EMMSR@emsr.hu

個人データへのアクセス

通報手続きまたは、その後の調査中に作成される文書には、自然人に関する個人データや特別なカテゴリーの個人データが含まれることがある。

個人データ：特定される、または特定可能な自然人（データ主体）に関するあらゆる情報を指す。特定可能な自然人とは、氏名、識別番号、位置データ、オンライン識別子、またはその人の身体的、生理的、遺伝的、精神的、経済的、文化的、社会的なアイデンティティに特有の一つまたは複数の要素により、直接的または間接的に識別できる人のことをいう。

特別な種類の個人データ：人種や民族的出自、政治的意見、宗教上または思想上の信条、労働組合への加入情報、および遺伝子データ、生体認証データ（自然人を一意に識別する目的で処理されるもの）、健康に関するデータ、性生活や性的指向などの個人データを含む。

内部通報制度の枠組み内で扱われる個人情報には機密として取り扱われる。この制度は、通報者の身元が明された場合や内部通報の対象となる人物の個人情報が、権限を持たない者に開示されないように設計されている。

以下の者は、「必要に応じて（Need-to-knowの原則に基づいて）」、報告書、調査、および決定にアクセスする権限を持っている：

- 倫理委員会の議長
- 倫理委員会のメンバー
- 通報者（Whistleblower/Reporter）
- 不正行為の疑いのある人物（Reported）
- 調査に必要な情報や専門的な知識を持ち、調査に参加する従業員（内部通報の対象者の上司を含む）。ただし、アクセスできる情報は調査に最低限必要なものに限られる。

データの移転

個人データは、必要であれば、第三者（例えば裁判所や行政機関など）に転送される。これは、訴訟手続きや行政手続きの実施のため、かつ適切な法的根拠がある場合に限られる。

内部通報の管理及びそれに関連する調査の過程で、個人データは事案の調査および解決の目的に限定して親会社や事案に関与する第三者に転送されることがある。このような転送は、法的な結果に対応するために必要な範囲内でのみ行われ、内部通報手続き中に付与された保護措置（匿名性の維持、社内での個別事案への厳格なアクセス制限など）を維持しつつ実施される。このようなデータの受取人は管理者とみなされる。

事案を解決するため、または必要とされる範囲内で、個人データ（例えば、事実を明確にするための情報や調査書など）が第三国へ転送されることがある。この場合、管理者は常に一般データ保護規則（GDPR）の第5章の規定を遵守する。

データ処理者

以下の表に記載されているデータ取扱いの目的のためにデータ処理者として以下の表に記載されている会社のサービスを利用する。

データ処理の詳細説明

データ処理の説明及び目的	データ処理の法的根拠	処理されるデータとその情報源	データ処理期間	データの移転先	処理者及び処理
<p>内部通報制度の運用、苦情及び通報の調査、判断及び結果管理</p>	<p>雇用を目的とする法的枠組み内で最低 50 人を雇用している企業は、データ処理が GDPR 第 6 条 (1) c) 及び第 9 条 (2) g) に基づく法的義務を履行するものである。</p> <p>この法的義務は、2023 年に制定された XXV 号の「苦情、公益通報及び内部通報に関する規則」という法律 (以下、苦情法) の第 18 条 1 項に基づくものである。</p>	<p>個人データは当事者本人から直接提供されるものである。</p> <p>通報は匿名でない場合：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 通報者の個人情報 (氏名、メールアドレス、住所、電話番号) - 内部通報の対象者及び該当事案に関して情報を保有する情報主体 (目撃者等) の個人情報 - 通報内容に記載されているその他の個人情報 <p>匿名通報の場合：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 内部通報対象者と事案に関連する人物の個人情報 - 通報内容および通報所の中に記載されている個人情報・特別な種類の個人データ 	<p>調査結果に基づき、通報に根拠がないと判断された場合や、それ以上の措置が不要であると判断された場合、関する全データは調査終了後 60 日以内に消去される必要がある。</p> <p>調査結果に基づき何らかの措置が講じられる場合 (通報者に対する法的措置や労働法に基づく措置を含む)、通報に関するデータは以下の期間、内部通報制度内で保管されるものとする：</p> <p>従業員の場合、労働法第 286 条 1 項に基づき 3 年間、その他の場合は民法第 6 : 22 条 1 項に基づき 5 年間とする。</p> <p>さらに、通報に基づく法的手続きが開始された場合、その手続きが終了するまで、通報に関するデータは内部通報制度の枠組み内で処理されることがある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 調査に関与する親会社 - 通報者保護のためのリーガルカウンセル - その他の外部の者または機関 <p>また、2023 年制定 XXV 号の「苦情、公益通報及び内部通報に関する規則」という法律 (以下苦情法) の第 6 条 4 も考慮に入れる。</p>	<p>KMAK Kelet-Magyarországi Adatközpont Szolgáltató Kft.</p> <p>内部通報プラットフォームを含み、ウェブサイトのホスティングサービスを提供する。</p> <p>Servergarden Kft.</p> <p>サーバーを提供する。</p> <p>MOL IT & Digital GBS Kft.</p> <p>サイバーディフェンスに関するサービスを提供する。</p> <p>本 シ ス テ ム は SpeakUp_EMSR@emsr.hu に自動的に通知を送る。メールボックスは倫理委員会のメンバーのみアクセスできる。</p>

苦情および通報に関する法的請求権のデータ処理者またはデータ主体による主張	GDPR 第 6 条 (1) f) により、データ管理者の求める正当な利益のために個人データの取扱いが必要である。正当な利益とは、GDPR17 条 (3) e) に基づく管理者による権利の執行、または法的紛争やその他の当局による手続きにおける防御のための権利の執行を含む（例：データ主体によって開始された裁判手続き、公的または非公式な手続き）。個別の要求がある場合、実施された利益評価テストに関する追加情報を提供することが可能である。	上記のとおり。	上記のとおり。	該当手続きに関わる裁判所やその他の当局に該当データが移転される場合もある。	上記のとおり。
---	---	---------	---------	---------------------------------------	---------

プロファイリングを含む個人に対する自動化された意思決定

個人情報 は 自動意思決定 及び プロファイリング の 対象 と ならない もの と する。

データ主体のデータ取扱いに関する権利

データ主体は以下の権利を有する：

情報への権利：

データ管理者がデータ主体（あなた）に関する個人データを取り扱う場合、データ主体からの要求がなくても、次の重要な情報を提供する必要がある：データ取扱いの目的、法的根拠、データ取扱期間、データ管理者及びその代表者の氏名と連絡先、個人データの受取人（第三国へのデータ移転の場合は適切な保護措置も含む）、正当な利益に基づくデータ取扱いの場合のデータ管理者または第三者の正当な利益。また、データ主体は、データ取扱いに関する自身の権利および司法救済の権利（監督機関に異議を申し立てる権利を含む）についても知ることができる。管理者は、本個人情報保護方針にてこれらの情報を提供する。

アクセスの権利：

データ主体（あなた）は、個人データの取扱状況について管理者から情報を取得する権利を有する。個人データが取扱われている場合、データ主体は以下の情報にアクセスする権利を有する：データ取り扱いの目的、処理される個人データの категория、個人データの受取人、データ取り扱いの（予定）期間、データ主体の権利、監督機関に異議を申し立てる方法、及び個人データがデータ主体から直接取得されていない場合の情報源に関する全ての情報。データ主体の要求に応じて、管理者は取扱中の個人データのコピーを提供する義務がある。データ主体が複数のコピーを要求する場合、管理者は行政費用に基づく合理的な手数料を請求することができる。コピーを取得する権利は、他者の権利及び自由を侵害してはならない。データ主体の要求に応じて、管理者はコピーの発行方法、費用及びその他の詳細な情報を提供する。

訂正の権利：

データ主体（あなた）は、管理者に対して、自身に関する不正確な個人データの訂正を遅滞なく求める権利を有する。また、データ取扱いの目的を考慮に入れ、補足的な陳述を提供することによって、不完全な個人データを完全なものに訂正させる権利も有する。

消去の権利：

データ主体（あなた）は、管理者に対して、自己に関する個人データを遅滞なく消去させる権利を有する。特定の条件が満たされた場合、管理者は個人データを遅滞なく消去する義務を負う。これらの条件には以下が含まれる。

- 個人データが収集または処理された目的に対してもはや必要でない場合
- データ主体がデータ取り扱いに関する同意を撤回し、他に法的根拠が存在しない場合
- 個人データが違法に取り扱われた場合
- データ主体が取り扱いに異議を述べ、かつ、それに対して抗弁できる正当な理由がない場合
- 個人データの消去が、管理者が服する EU 法または加盟国の国内法の法的義務を順守するために必要な場合

データ主体の同意に基づくデータ取扱いの場合、同意撤回の影響：

データ主体による同意の撤回は、撤回前に同意に基づいて行われたデータの取扱いの適法性に影響を与えない。

取り扱いの制限に関する権利：

以下のいずれか該当する場合、データ主体（あなた）は、データ取扱いの制限を管理者に求める権利を有する。

- a) 個人データの正確性についてデータ主体が疑義を提起している場合、その正確性が管理者によって検証される期間。
- b) データ取扱いは違法であり、データ主体がデータの消去に反対し、代わりにその使用の制限を求めている場合。
- c) 管理者がデータ取扱いの目的のためにはもはや個人データを必要としないが、データ主体が訴訟や法的請求の提起・行使・防御のためにそのデータが求められている場合。

- d) データ主体がデータ取扱いに対して異議を唱えており、管理者の正当な利益がデータ主体の正当な利益より優先されるのかどうかの検証が完了するまで。

データの取扱いが上記理由で制限された場合、その個人データは、記録保存を除く全ての処理が、データ主体の同意がある場合、または法的請求の提起・行使・防御、他の自然人や法人の権利の保護、またはEU若しくは加盟国の重要な公共の利益のためにのみ、行われる。データ主体は、データ取扱い制限が解除される前に管理者から通知を受ける。

データポータビリティの権利

データ主体（あなた）は、以下の条件を満たす場合、提供された個人データを構造化された、一般的に使用される、機械で読み取り可能な形式で受け取る権利を有し、また、そのデータを受け取った管理者からの妨げなく別の管理者に移転する権利も有する：

- a) データの取扱いがデータ主体の同意に基づくか、契約に基づいて行われる場合（データ主体は契約当事者である）、及び、
- b) データ取扱いは自動化された手段によって行われる場合。

データ主体がデータポータビリティの権利を行使する際には、技術的に可能であれば、個人データを一つの管理者から別の管理者に直接転送させることができる。データポータビリティの権利は、データ消去の権利に関する規定を侵害することなく、また他者の権利や自由を侵害してはならない。

異議を申し立てる権利

データ主体（あなた）は、自身の個別の事情や状況に基づき、管理者がデータ主体に関する個人データを取り扱うこと（プロファイリングを含む）に対して、いつでも異議を唱えることができる。このデータ取扱いが、管理者の正当な利益に基づいている場合、管理者は、データ主体の利益、権利、自由を制限することを正当化する明確な理由を示さない限り、または法的請求の提起、行使、または防御の必要がある場合を除き、データ主体の個人データの取扱いを停止しなければならない。

権利行使の枠組み

管理者は、データ主体（あなた）が行った権利に関する要求を受け取った後、1 か月以内に、その要求に対して取られた措置について情報提供する必要がある。申請の複雑さや申請数を考慮し、必要に応じてこの期間はさらに 2 か月延長できる。データ管理者は、要求を受けてから 1 ヶ月以内に、期間延長の理由と共にデータ主体に対して期間の延長を通知する。

管理者がデータ主体の要求に基づいて措置を取らない場合、要求受領から遅くとも 1 か月以内に、措置を取らなかった理由と、監督機関に異議を申し立てること、及び司法上の救済を求めることができることを通知する。（ハンガリーでは Nemzeti Adatvédelmi és Információszabadság Hatóság; NAIH（ハンガリー データ保護・情報の自由の管理機関）

NAIH の連絡先：

住所: 1055 Budapest Falk Miksa street 9-11.、郵便宛先： 1373 Budapest Postbox 9.、
電話番号： +36 1 391 1400、 +36 (30) 683-5969 または +36 (30) 549- 6838 ファックス
番号 +36-1-391-1410、電子メールアドレス：ugyfelszolgalat@naih.hu、ホームページ：<http://naih.hu/>.

データ主体（あなた）は、権利が侵害された場合に法的措置を取ることができる。訴訟手続きにおいては裁判所が管轄権を有し、関係者の選択によりその訴訟は関係者の住所地または居住地の裁判所で提起することができる。裁判所は、情報の提供、データの訂正、制限、消去、自動化されたデータ取扱いに基づく決定の取消し、およびデータ主体の異議申し立て権を考慮に入れることを命じることがある。また、裁判所は、判決を公開し、その判決により対象となる管理者やその他の管理者、および彼らによる権利侵害行為を特定できるよう命じることがある。

対象管理者またはその他の管理者、及び管理者が行った権利侵害行為を特定できるように、裁判の判決を公開するように命じる権利を有する。

データ主体は、違法なデータ取扱い（データセキュリティー対策の不履行を含む）によって発生した損害に対して、責任者である管理者に対して賠償を請求する権利を有する。データ管理者は、データ主体のデータの違法な取扱いまたはデータ保護要件の違反によってデータ主体のプライバシーに関する権利を侵害する場合は、データ主体は管理者に対して賠償を求める権利を有する。

ただし、データ管理者は、損害またはプライバシーの権利侵害がデータ取扱いの範囲外で、やむを得ない原因によるものだったと証明できる場合に限り、その責任から免除される。

また、損害は被害者の故意または過失によって発生した場合は、賠償の義務はなく、賠償を求める権利も存在しない。